

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月21日 10時33分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島北東方沖 板持鼻灯台から真方位024° 1,000m付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経133° 40.1′)
事故の概要	砂利運搬船第十文章丸は、西進中、また、漁船新正丸は、揚網しながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年6月23日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利運搬船 第十文章丸、497トン 134204、やまは工業株式会社 B 漁船 新正丸、1.6トン KA3-28282（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 右舷船尾部外板及び防舷材に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、高見島北東方沖を西進した。 A船は、本事故当時、船長Aが在橋していた。 本事故後、船長Aは、自室で休息中、海上保安庁から問合せを受け、B船と衝突したことを知った。 A船は、船首部に備えられたクレーンにより、船首方に死角が生じていた。 B船は、船首を南西方に向け、揚網しながら漂泊中、船長Bが、左舷船尾方から接近するA船を認めたものの、航行中のA船が操業しながら漂泊中のB船を避けるものと思い、揚網を続けていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近するので両手を振ったが、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、左舷船尾方から接近するA船を認めた際、航行中のA船が操業しながら漂泊中のB船を避けるものと思い、揚網を続

	けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが、航行中のA船が操業しながら漂泊中のB船を避けるものと思い、揚網を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船首死角を補う見張りを行うこと。</li><li>・ 衝突を避ける動作を適切にとること。</li></ul>